

Aug 2022
No. 96

とちぎ法人会だより

◆発行所 公益社団法人 栃木法人会
◆発行人 会長 山中史朗
◆編集 広報委員長 植原和信

〒328-0053 栃木市片柳町2-1-46(栃木商工会議所会館4F)
TEL(0282)24-3500 FAX(0282)24-3288

いちご一会とちぎ大会 

開催期間 令和4年10月29日~31日

当会役員の方々が、29日・30日の2日間開催会場内の『法人会ブース』にて様々な催し物を運営しております。是非、お越しください。

CONTENTS

- 第10回 通常総会開催のご報告 … ② 税理士会コーナー/7つの間違い探し … ⑬
- 栃木税務署長 着任ごあいさつ/ … ③ インターネットセミナーのご案内 … ⑭
- 栃木税務署幹部職員 税務署からのお知らせ … ⑮
- 講演の集い/全国女性フォーラム … ④ 新会員のご紹介/会社名、 … ⑯
- 第10回 税に関する絵はがきコンクール … ⑤ 代表者、所在地、資本金等変更 … ⑯
- 入賞作品/第33回 エコライブ講座 … ⑥ 皆様へ 会費口座振替のお礼/ … ⑯
- 各地区会活動 … ⑥ 今後の行事予定
- 令和4年度 速報版 税制改正のあらまし … ⑨

第10回

通常総会開催のご報告



令和4年6月8日(水)
栃木市内において会員69名
(委任状1,729名)賛助会員
19名のもと第10回通常総会
が開催された。

本年度の通常総会は新型
コロナウイルスがある程度

落ち着いている中、感染症拡大防止と参加者の健康と安全対策をしながらの開催となりました。委任状のご提出など皆様のご協力に心より感謝申し上げます。

報告事項として

①令和4年度 事業計画並びに収支予算報告について

②令和5年度 税制改正提言かかるアンケート調査結果について

報告があり、引き続き議案の審議に入った。

第1号議案 令和3年度事業報告承認の件

第2号議案 令和3年度収支決算報告承認の件について、原案のとおり承認可決された。

議事終了後、栃木税務署長より栃木法人会に対して会活動を通じて、税務行政の推進、納税思想の高揚に貢献により感謝状が贈呈された。続いて、会員増強運動、福利厚生制度の推進に功績のあった関係機関、地区

会、個人に対し感謝状が贈呈された。

尚、総会議案資料については、ホームページの情報公開欄に掲載しています。



令和3年度功労者へ感謝状の贈呈

法人会に功労のあった役員及び会員増強、福利厚生制度の推進の功績のあった関係機関、地区会、個人に対し会長及び厚生委員長より感謝状が贈呈された。

<栃木税務署長感謝状> (敬称略)

片柳 正光

<会員加入勸奨功労者>

- ・栃木信用金庫 伏木 昌人
- ・(株)板橋組 齊藤 純夫
- ・あいケアステーション(株) 中川 博登
- ・(株)栃木銀行 栃木支店・大平支店
- ・(株)足利銀行 栃木支店
- ・栃木信用金庫 本店営業部・駅前支店・思川支店・藤岡支店・大平町支店・岩舟支店・都賀支店
- ・大同生命保険(株) 松田 絵里

<福利厚生制度表彰>

- ・大型保障制度 新規獲得率 第1位 小山地区会
法人加入率 第1位 大平地区会
- ・ガン保険制度 加入件数率 第1位 栃木地区会
〔制度受託保険会社 推進員及び代理店成績優秀者〕
- ・大同生命保険(株) 日出 文子
- ・A I G 損害保険(株) (株)アンカーエージェント
- ・アフラック代理店 足利不動産(株) 田崎 亮一
(順不同・敬称略)





着任ごあいさつ

栃木税務署長 平賀 純二

この度の人事異動により、栃木税務署長を拝命しました平賀でございます。前任の伊藤同様よろしくお願ひ申し上げます。

公益財団法人栃木法人会の皆様方には、税務行政に対しまして、日頃から深いご理解と格別なご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

貴法人会におかれましては、各種研修会等の開催をはじめ、e-Taxの利用促進、「自主点検チェックシート」を活用した税務コンプライアンスの向上への取組など、社会貢献事業を通じて会員企業や地域社会の発展に大きく寄与されるとともに、租税教室への講師派遣や税に関する絵はがきコンクールの開催など、租税教育にも積極的に取り組んでいただいております。

このように、皆様方に税務行政の良き理解者としてご尽力いただいておりますことは、我々税務行政に携わる者といたしまして誠に心強い限りであり、日頃のご協力で心から感謝申し上げます。

さて、令和5年10月から導入される消費税のインボイス制度につきましては、昨年10月から適格請求書等発行事業者の登録申請の受付が開始されています。

税務署といたしましては、インボイス制度の円滑な導入に向け、引き続き貴会の皆様と連携しながら説明会などによる周知・広報に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、新型コロナウイルス感染症の影響は依然として続いておりますが、一日も早い終息と経済活動の回復を祈念するとともに、公益社団法人栃木法人会の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝並びに事業のご繁栄を心から祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。

栃木税務署幹部職員

役職名	氏名	備考
署長	平賀 純二	新任
副署長	太田 聡子	新任
総務課長	吉澤 慎司	新任
課長補佐	岩淵 裕介	新任
特官(法人)	後藤 春美	新任
特官(法人)	齋藤 裕紀	新任

役職名	氏名	備考
法人1統括	井口 えみ子	新任
法人1総括	益子 孝	新任(法人会担当)
法人2統括	宮崎 陽夫	新任
法人3統括	松本 勝	新任
法人4統括	石川 克己	新任
審理専門官(法人)	石橋 勝志	留任

「講演の集いに参加して 池上 彰氏」

7月11日、小山グランドホテルにてジャーナリスト池上彰氏の講演会が開催されました。感染防止対策の中、約380名の参加者。江田委員長の進行で山中会長の挨拶に続き、池上様のホットな話題。前日の参議院選挙の結果と安倍晋三元首相が銃撃で死亡したショッキングな事件による影響。事件と宗教団体との背後関係にも言及。新型コロナ禍の世界的な感染拡大と将来の変化について分かりやすく解説。歴史的なパンデミックと社会変革、宗教改革、技術革新との関連を豊富な事例で説明。中世の天然痘やペストの大流行が宗教改革やルネッサンス運動の契機となった背景。北米、南米への西欧列強の進出と先住民族の抵抗と抑圧の歴史。大規模な感染症による社会の変革は必然。現在のコロナ禍はロシアのウクライナ侵攻にも影響。プーチン大統領はEU、NATOの旧ソ連邦諸国への影響拡大に強い危機感。ロシア製ワクチンは旧来の製法で変異型には有効性が低く、接種率も低下。一部の側近からの情報で短期間で侵攻計画を実行。旧来型の軍事作戦と杜撰な兵站。武器、食糧等の供給が不安定。情報戦略が巧みで自国防衛の士気が盛んなウクライナに苦戦。長期化によりエネルギー、食糧の高騰が心配。「常に好奇心を持ち続けることが若さを保つ秘訣」との言葉が印象的でした。

最後に野原副会長が閉会の挨拶。コロナ禍の中、講演の集いが盛大に開催できましたこと、関係者の皆様に心より感謝申し上げます。

栃木法人会 研修委員会 副委員長 小倉久緒



女性部会

第16回法人会全国女性大会フォーラム静岡大会に参加して

ふじのくに
“地域で学び、文化でつなぐ”
～女性の力～

スローガン

わたしたち法人会女性部会は、

法人会組織の一員として研修、交流を通じた部会員の

資質向上と社会への貢献をめざす法人会活動の充実に努めます

2022年4月14日は、上記のスローガンを掲げた静岡大会の第1部：別所 哲也氏の記念講演では、25分以下の映画にも、広がる大きな宇宙と、そして短くてもそこには、一生の宝物になる出会いがあり、自分の物語を「伝えるチカラ」の大切さ、あるべき世界を創造する。モノヅクリからモノガタリの時代の大切さの講演に感動させられました。

第2部：大会式典では、国税庁長官 大鹿 行宏様はじめ皆様から、法人会のあるべき姿や、お祝いの言葉を頂戴いたし、第3部：静岡県の素晴らしさを表現された懇親会も最後まで楽しませて頂きました。

32県連・348会・1,382名の参加のもと華々しく開催されました第16回法人会女性大会フォーラム



静岡大会は、盛大に幕をとじました。

尚 一般社団法人静岡県法人会連合会・静岡県法人会連合会・女性部会連絡協議会の皆様に、心温まる歓迎を頂きましたこと感謝申し上げます。

栃木法人会女性部会 松本和子・川津美智子・前原政子



第10回 税に関する絵はがきコンクール

今年度は、管内14校の6年生より398作品の応募がありました。

同コンクールは小学6年生を対象に、税に関する絵はがきの作成を通じて税の大切さを学び、税に対する理解を高めてもらおうと実施しています。

会長賞には小山市立豊田南小学校の恩田彩衣さんが選ばれました。

また、写真は下野市立緑小学校にて栃木税務署長賞、栃木県税事務所長賞、女性部会長賞、銀賞、銅賞の児童の皆様の表彰式が執り行われた様子です。



前列：受賞者 後列：左から松本女性部会長、伊藤栃木税務署長、高橋校長、森戸栃木県事務所所長、江田副会長

★入賞作品

法人会では、租税教育の一環として小学6年生を対象に、「税に関する絵はがきコンクール」を全国的に実施しております。栃木法人会では、398点の応募がありました中から入選作品を紹介します。

会長賞	栃木税務署長賞	栃木県事務所長賞	女性部会長賞	金賞	金賞	金賞
小山市立豊田南小学校 6年 恩田 彩衣さん	下野市立緑小学校 6年 藤生 真瑚さん	下野市立緑小学校 6年 堀 莞爾さん	下野市立緑小学校 6年 宮間 遥子さん	下野市立吉田西小学校 6年 葭葉 香織さん	小山市立豊田南小学校 6年 鈴木 朝陽さん	下野市立古山小学校 6年 神山 美璃亜さん

第33回 エコライフ講座 我が家のエコ改善

夏号だけにホットな話題として、我が家のエコ改善について紹介します。

冬の暖房では、エアコンは使用せず、もっぱら炬燵と石油ファンヒーターを使用しています。従来は両方を使用していましたが、現在は、炬燵のスイッチは切り、ヒーターのみを使用しています。

今回改善したのは、写真のようにヒーターの前に市販の蛇腹式のダクトを設置し、それを炬燵に引き込んだことです。これにより、ヒーターからの熱風で部屋を温めるとともに、炬燵内も温められ(炬燵より暖かく、熱いぐらいです)、足元がとても快適な状況となりました。

さらに、ダクトは蛇腹式なので、自由に湾曲させることが出来、炬燵内に引き込むまで少し距離を稼ぎ、その上に洗濯物を置いて乾燥させています。写真はありませんが、特に厚手のバスタオルなどは、ヒーターに近い方へ置いたり、蛇みみたいにダクトに巻き付けてしまいます。そして、シャツ、下着、靴下等を順番にダクトの上に陳列していきます。時々、生地が半乾きにならないようにまんべんなくひっくり返します。結構楽しいです。

また、部屋を歩く時にダクトがあるので、これをまたぐので足の運動にもなり、一石三鳥です。皆さんもこの冬、試してみてください。

今後、エコ行動促進として、環境省により環境に配慮した行動をとった消費者にポイントを発行する「グリーンライフ・ポイント事業」がはじまるそうです。省エネ家電、古着などの購入、消費期限の迫った青果物、総菜などの購入、プラ製スプーンの受け取り拒否、地域の農作物、加工品の購入、注文した料理の食べ残しの持ち帰り、マイボトルの利用等が対象となる環境配慮行動です。

こちらにもチャレンジして、ポイントゲットしたいと思います。



NPO法人 栃木県環境カウンセラー協会 堀 誠

各地区会活動

(令和4年1月～7月)

栃木 租税教室・第10回地区総会開催

去る5月10日、大平西小学校6年生児童62名を対象に、青年部による租税教室を開催しました。授業では、生徒たちが積極的に手を挙げ発言し、税金が自分たちの生活に深く関わっていることに理解を深めている様子でした。



また、去る5月27日、栃木税署長はじめ多くのご来賓をお迎えし、第10回地区総会を開催しました。総会では、令和4年度事業計画並びに収支予算報告後、令和3年度事業報告・収支決算について審議され、原案の通り承認可決されました。その後3年ぶりの懇親会では、会員相互の親睦を深める有意義な時間となりました。



小山 オンラインセミナー・地区総会開催

2月9日、拓殖大学客員教授の西川りゅうじん氏による「ウィズコロナ時代を勝ち抜く実践マーケティング塾」と題したYouTubeライブ配信によるオンラインセミナーを開催しました。コロナ禍で実績を出している先進事例をその企業の社長様等に生出演いただき、大変参考となる生きた声を拝聴させていただきました。



5月17日には第10回地区総会を開催し全ての議案が承認されました。総会終了後は2年ぶりに懇親会を開催。短い時間ではありましたが、久々の会員交流に花を咲かせました。

藤岡 地区総会を開催

第10回藤岡地区総会が5月17日に、コロナウイルス感染防止対策を徹底した上で、ご来賓の方々のご臨席をいただき開催されました。



総会においては、令和3年度の事業報告及び収支決算報告を行い、予定されていたセミナー等は一部中止になりましたが、参加者からは議案に対しすべて承認をいただき終了することが出来ました。

石橋 女性部地域貢献活動

石橋西部を流れる姿川に面する「アメニティーパーク」及び河川敷の清掃活動を平成19年度より年間を通して実施しています。

このアメニティーパークには、多数の桜の木があり、毎年4月には満開になった桜を眺めながら和気あいあいと清掃活動をしています。

今年度も無理せず焦らず出来得る活動をしていきたいと思えます。



大平 地区会地区総会開催

令和4年度 大平地区会地区総会が、5月10日に開催されました。昨年度に引き続き、今年度も感染症対策を徹底しつつ、対面形式で開催。第1号議案から第3号議案まで無事承認されました。



また、総会終了後には税務研修会を実施。栃木税務署の石崎上席国税調査官より、インボイス制度についてご講演を頂きました。

壬生 町内小学校にて租税教室を開催

去る6月9日（木）に壬生町立稲葉小学校22日（水）に壬生町立藤井小学校において、青年部による租税教室を開催させていただきました。開催にあたり事前に練習会を開いて話し合いをしたため、スムーズに租税教室を進められ、わかりやすく、丁寧に教えられたと思います。授業中は、子供たちの反応も良く、真剣に話を聞いていました。

毎年取り組ませていただいている租税教室ですが、来年も子供たちが楽しく、真剣に聞いていただけるよう継続して実施していきたいと思えます。



下野 「税に関する絵はがきコンクール」の審査会

去る1月13日、「税に関する絵はがきコンクール」の審査会を実施しました。

今回は、下野市内の小学校2校からの応募があり、子供たちの一生懸命考えられた作品の数々に、頭を悩ませながら、候補作品選びに真剣でした。

下野地区会より選んだ10作品の内、栃木税務署長表彰をはじめ、6作品が入賞するという、素晴らしい成績を納めました。

今後も、子供たちに納税意識を高めてもらうためにも、こうした機会を増やしていけたらと思います。

岩舟 総会・講演会を開催

5月11日の総会終了後、講師に元NHKエグゼクティブアナウンサーの宮田修氏をお招きし「ここを楽にする生き方」について、講演会を開催しました。

宮田氏はNHK退職後、千葉県に移住して千葉熊野神社の宮司を務められ、その経験から、災害やコロナ禍を乗り越える日本人としての生き方や考え方について教えていただきました。



野木 今年度の事業方針

野木地区会では、新型コロナウイルス感染拡大防止のために通常総会は実施できませんでしたが、法人会の名入りのシャープペン、ボールペン、蛍光ペンを会員に配布し組織の強化を図りました。令和4年度は、法人会のあるべき姿（理念）に基づき、税知識の普及と納税意識の高揚に関する活動の充実を図るとともに、法人会理念の基本的指針に基づき、地域企業と地域社会の健全な発展に貢献する活動を実施したいと考えております。

都賀 今年度の事業方針

都賀地区会では3月11日に消費税インボイス制度個別相談会を開催しました。集団セミナーでは聞きにくいことも個別に聞けるので、和やかで有意義な相談会となりました。また、5月19日には第10回地区総会を開催し全ての議案が可決されました。今年度も会員の皆様にとって有意義なセミナーを実施してまいります。



西方 総会・税の啓発活動

西方地区会では5月12日書面議決により通常総会を開催し、提出された議案は可決承認されました。

西方地域は、コロナ禍のためにイベントやセミナーが自粛となっています。

当年度の試みで、けんたグッズ（蛍光ペン、ウエットティッシュ）を配布して子供たちに税金への興味・関心を持っていただく活動を行う予定です。

税制改正のあらまし

I 法人税関係

1 中小企業の支援

(1) 中小企業における所得拡大促進税制の見直し

中小企業全体として雇用を守りつつ、積極的な賃上げや人材投資を促す観点から、控除率の上乗せ要件が見直されるとともに、控除率が最大40%に引き上げられた上で、適用期限が1年延長されます。

適用要件	■給与総額の増加率			
	現行	雇用者全体の給与総額：対前年度増加率1.5%以上		
改正案	変更なし			
税額控除	■控除率			
	現行	基本	雇用者全体の給与総額の対前年度増加額×15%	
		上乗せ(賃上げ)	+10%	雇用者全体の給与総額：対前年度増加率2.5%以上
		上乗せ(教育訓練費)		かつ 教育訓練費増加等の要件の充足(※1・3)
	改正案	基本	変更なし	
		上乗せ(賃上げ)	+15%	雇用者全体の給与総額：対前年度増加率2.5%以上
		上乗せ(教育訓練費)	+10%(※2)	教育訓練費の対前年度増加率10%以上(※1②・3)
■控除上限額				
現行	当期の法人税額×20%			
改正案	変更なし			

- ※1 教育訓練費増加等の要件：次のいずれかの要件
- ① 教育訓練費の対前年度増加率10%以上
 - ② 中小企業等経営強化法の認定経営力向上計画における経営力向上の証明が必要(改正案：廃止)
- ※2 控除率15%の上乗せ措置(賃上げ)の適用を受けない場合は、合計25%(基本15%+10%)
- ※3 確定申告書に教育訓練費の明細書の添付(改正案：明細書の保存)が必要

適用時期

令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度に適用されます。

(2) 人材確保等促進税制の抜本的見直し

大企業が給与等の支給額を増加した場合の税額控除制度が見直され、継続雇用者の給与総額を一定以上増加させた企業については、雇用者全体の給与総額の対前年度増加額の最大30%が控除されます(※1)。

適用要件	■給与総額の増加率			
	現行	新規雇用者の給与総額：対前年度増加率2%以上		
改正案	継続雇用者の給与総額：対前年度増加率3%以上(※2)			
税額控除	■控除率			
	現行	基本	新規雇用者の給与総額×15%	
		上乗せ(賃上げ)	—	—
		上乗せ(教育訓練費)	+5%	教育訓練費の対前年度増加率20%以上(※3)
	改正案	基本	雇用者全体の給与総額の対前年度増加額×15%	
		上乗せ(賃上げ)	+10%	継続雇用者の給与総額：対前年度増加率4%以上
		上乗せ(教育訓練費)	+5%(※4)	教育訓練費の対前年度増加率20%以上(※3)
■控除上限額				
現行	当期の法人税額×20%			
改正案	変更なし			

- ※1 資本金10億円以上、かつ、常時使用従業員数1,000人以上の大企業は給与等の引上げの方針、取引先との適切な関係の構築等の方針等を、自社のウェブサイトには宣言内容を公表したことを経済産業大臣に届出ることが要件
- ※2 「継続雇用者の給与総額」とは、継続雇用者(当期及び前期の全期間の各月分の給与等の支給がある雇用者で一定の者)に対する支給額
- ※3 確定申告書に教育訓練費の明細書の添付(改正案：明細書の保存)が必要
- ※4 控除率10%の上乗せ措置(賃上げ)の適用を受けない場合は、合計20%(基本15%+5%)

適用時期

令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度に適用されます。

(3) 特定税額控除規定の不適用措置の見直し

大企業について、以下の要件のいずれにも該当しない場合、研究開発税制その他一定の税額控除(特定税額控除※)の規定については、適用できないこととされています(大企業の所得金額が前事業年度の所得金額以下の場合には対象外)。

- ① その大企業の継続雇用者の給与総額が前事業年度の継続雇用者の給与総額を超えること
- ② その大企業の国内設備投資額が当期の減価償却費の3割の金額を超えること

改正案では、資本金の額等が10億円以上であり、かつ、常時使用する従業員の数が1,000人以上である場合及び前事業年度の所得の金額が零を超える場合のいずれにも該当する場合には、①の要件が「継続雇用者の給与総額の対前年度増加率が1%以上(令和4年度については0.5%以上)」に見直されます。

※ 特定の地域、業種、中小企業を対象とする措置等を除く、生産性の向上に関連する租税特別措置(研究開発税制、地域未来投資促進税制、5G導入促進税制、デジタルトランスフォーメーション投資促進税制、カーボンニュートラル投資促進税制)の税額控除

適用時期

令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度に適用されます。

(4) 中小法人の交際費課税の特例措置の延長

中小法人の交際費課税の特例措置(定額控除限度額800万円まで損金算入可)の適用期限が2年延長されます。

また、交際費等のうち接待飲食費の50%までを損金算入できる特例措置(資本金の額等が100億円以下の大法人も適用可)についても、適用期限が2年延長されます(中小法人の交際費課税の特例措置との選択適用)。

適用時期

令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度に適用されます。

(5) 少額の減価償却資産の取得価額の損金算入制度等の見直し

少額の減価償却資産の取得価額の損金算入制度が見直され、対象となる資産から貸付け(主要な事業として行われるものを除きます)の用に供した資産が除かれます。また、中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入特例の適用期限が2年延長されます。

	取得価額	償却方法
全ての企業	①少額減価償却資産 10万円未満の減価償却資産	全額損金算入 (即時償却)
	②一括償却資産 20万円未満の減価償却資産	3年間で 均等償却
中小企業者等	③中小企業者等の少額減価償却 資産(※) 30万円未満の減価償却資産	全額損金算入 (即時償却)

※ 常時使用する従業員500人以下の中小企業者等(連結法人を除きます)が30万円未満の減価償却資産の取得等をして事業の用に供した場合、減価償却資産の取得価額の合計額300万円を限度として、全額損金算入(即時償却)を認める制度

適用時期

①、②の改正については、令和4年4月1日以後取得等をする減価償却資産から適用されます。③の改正については、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に取得等をする減価償却資産に適用されます。

(6) オープンイノベーション促進税制の見直し

スタートアップ企業と既存企業の協働によるオープンイノベーションを促進する観点から、オープンイノベーション促進税制(※)が見直されます。

改正案では、対象となる一定のスタートアップ企業の設立経過年数の要件や特別勘定の取崩しが不要となる株式保有期間等について、以下の見直しを行った上で、適用期限が2年延長されます。

- ① 出資の対象となる特別新事業開拓事業者の要件のうち設立の日以後の期間に係る要件について、売上高に占める研究開発費の額の割合が10%以上の赤字会社にあっては、設立の日以後の期間が15年未満(現行:10年未満)となります。
- ② 対象となる特定株式の保有見込期間要件における保有見込期間の下限及び取崩し事由に該当することとなった場合に特別勘定の金額を取り崩して益金算入する期間が、特定株式の取得の日から3年(現行:5年)となります。

※ 一定のベンチャー企業の株式を出資の払込みにより取得した場合、取得価額の25%を所得控除できる制度

また、特定事業活動に係る証明の要件のうち特定事業活動を継続する期間についても、3年(現行:5年)となります。

適用時期

令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に一定の株式を取得した場合に適用されます。

13頁 7つの間違い探し『法界坊』の答え

①紋(中上) ②傘の長さ(中上) ③髪の横(ピン)の大きさ(右上) ④傘の握り方(左中) ⑤鐘の絵(中央) ⑥「鯉」と「鮒」(右中) ⑦草履(右下)

【作者紹介】神谷一郎(かみや・いちろう)専修大学法学部卒業後、漫画プロダクションを経て漫画家に。現在はフリーランスのイラストレーターとして、雑誌・広告・水彩画挿絵等で活躍中。

Ⅱ 所得税関係

(1) 住宅ローン控除の見直し

住宅の省エネ性能の向上や長期優良住宅の取得を促進する観点から、住宅性能などに応じた上乘せ措置が講じられます。

改正案では、住宅の取得等をして令和4年から令和7年までの間に居住の用に供した場合の住宅借入金等の年末残高の限度額（借入限度額）、控除率、控除期間、所得要件、床面積要件について、以下の見直しを行った上で、適用期限が4年延長されます。

			入居年			
			R4	R5	R6	R7
借入限度額	新築・買取再販	認定住宅	5,000万円	4,500万円		
		ZEH水準省エネ住宅	4,500万円	3,500万円		
		省エネ基準適合住宅	4,000万円	3,000万円		
		その他の住宅	3,000万円	2,000万円		
	既存住宅	認定住宅				
		ZEH水準省エネ住宅 省エネ基準適合住宅		3,000万円		
その他の住宅			2,000万円			
		控除率	0.7%			
控除期間	新築・買取再販	13年（※）				
	既存住宅	10年				
		所得要件	2,000万円以下			
		床面積要件	50㎡以上			

※ R6・R7入居の「その他の住宅」については10年です。

注 認定住宅とは、認定長期優良住宅、認定低炭素住宅をいいます。ZEHとは、断熱・省エネ・創エネで、住宅の年間エネルギー消費量を正味で、おおむねゼロにする住宅をいいます。

適用時期

令和4年1月1日から令和7年12月31日までの間に居住の用に供した場合に適用されます。

(2) 住宅ローン控除に係る申告手続等の見直し

納税者の申告利便の向上の観点から、住宅ローン控除に係る申告手続等が見直されます。

現在、確定申告・年末調整で住宅ローン控除の適用を受けるためには、納税者は申告の際、銀行等から交付された住宅ローンに係る年末残高証明書を提出又は提示しなければなりません。

改正案では、銀行等が、年末残高の情報等を記載した調書を税務署に提出することになりますので、納税者は年末残高証明書の提出又は提示が不要となります。

適用時期

居住年が令和5年以後である者が、令和6年1月1日以後に行う確定申告・年末調整について適用されます。

(3) 認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除の見直し

認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除は、個人が、国内において認定住宅の新築・購入（新築等）をし、その新築等をした認定住宅を自己の居住の用に供した場合には、その年分の所得税額から、認定基準の適合に必要な標準的なかかり増し費用の10%相当の金額を控除することができる制度です。

改正案では同制度について、適用対象住宅にZEH水準省エネ住宅を加えた上で、適用期限が2年延長されます（認定住宅の新築等の住宅ローン控除との選択適用）。

居住年	対象住宅	控除対象限度額	控除率
令和4・5年	(現行) 認定住宅	650万円	10%
	(改正案) 認定住宅 ZEH水準省エネ住宅		

適用時期

令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間に居住の用に供した場合に適用されます。

Ⅲ 資産税関係

(1) 法人版事業承継税制における特例承継計画の提出期限の延長

非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予（法人版事業承継税制）の特例制度は、事業承継時の相続税・贈与税の負担を実質ゼロにする時限措置（令和9年12月31日まで）で、特例承継計画の確認申請を令和5年3月31日までに提出しなければなりません。

改正案では、新型コロナウイルス感染症の影響により承継時期を後ろ倒しにする傾向があることから、特例承継計画の提出期限が1年延長され、令和6年3月31日までとなります。

適用時期

特例承継計画の提出期限が、令和6年3月31日まで延長されます。

(2) 直系尊属からの住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の見直し

直系尊属からの住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置が見直されます。

改正案では、非課税限度額について、それぞれ次に定める金額とされます。また、適用対象となる既存住宅の築年数要件が撤廃され、昭和57年以降に建築された住宅用家屋又は新耐震

基準に適合している住宅用家屋とする等の見直しが行われた上で、受贈者の年齢要件を18歳以上（現行:20歳以上）に引き下げ、適用期限が2年延長されます。

	現行	改正案
耐震、省エネ又はバリアフリーの住宅用家屋	1,500万円	1,000万円
上記以外の住宅用家屋	1,000万円	500万円

適用時期

令和5年12月31日まで適用期限が延長されます。ただし、非課税限度額は令和4年1月1日以後に係る贈与税について、受贈者の年齢要件は令和4年4月1日以後に係る贈与税について、それぞれ適用されます。

IV 消費税関係

(1) 適格請求書等保存方式に係る登録手続の見直し

適格請求書等保存方式に係る登録手続について、現行では、令和5年10月1日の属する課税期間においては、経過措置により、課税期間の途中でも登録を受けた日から適格請求書発行事業者となることができます。一方、その後の課税期間においては、課税期間の途中から登録を受けることはできません。

改正案では、免税事業者が登録の必要性を見極めながら柔軟なタイミングで適格請求書発行事業者となれるようにするため、令和5年10月1日から令和11年9月30日の属する課税期間中においても、課税期間の途中からの登録を可能とするように見直されます。

なお、この適用を受けて課税事業者となる適格請求書発行事業者（登録日が令和5年10月1日の属する課税期間中である者を除きます）は、登録開始日以後2年を経過する日の属する課税期間まで事業者免税点制度が適用されません。

適用時期

令和4年4月1日以後に行う登録手続について適用されます。

V その他

(1) 土地に係る固定資産税の負担調整措置

土地に係る固定資産税について、令和4年度限りの負担調整措置として、商業地等の地価が大きく上昇（負担水準が60%未満の土地に限る）した場合、課税標準額の上昇幅を、評価額の2.5%（現行:5%）とする措置が講じられます（ただし、負担水準20%未満の場合、課税標準額は評価額の20%となります）。

※ 負担水準とは、「前年度の課税標準額÷今年度の評価額×100」で算出された割合(%)をいいます。

《土地の固定資産税額＝課税標準額×税率(1.4%)》

商業地等の負担水準が20～60%未満（地価が上昇）	現行	課税標準額＝前年度課税標準額＋評価額×5%
	改正案	課税標準額＝前年度課税標準額＋ <u>評価額×2.5%</u>

適用時期

令和4年度限りの負担調整措置となります。

(2) 電子取引の取引情報に係る電子データの保存制度の宥恕措置の整備

申告所得税及び法人税の電子取引の取引情報（請求書、領収書、見積書など）に係る電子データの保存について、令和4年1月1日以後に行う電子取引については、書面出力による保存は廃止され、保存要件に従った電子データの保存が必要となります。

改正案では、令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間に行う電子取引について、電子データを保存要件に従って保存できなかった場合、税務署長がやむを得ない事情があると認め、かつ、保存義務者が税務調査等の際に出力書面の提示又は提出の求めに応じることができる場合には、その保存要件にかかわらず、電子データの保存をすることができるとする経過措置が講じられました。

適用時期

令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間に行う電子取引の取引情報について適用されます。

(3) 財産債務調書制度の見直し

財産債務調書制度について、提出期限が緩和されるなど提出義務者の事務負担の軽減が図られるとともに、適正な課税を確保する観点から、特に高額な資産保有者についても所得基準によらずに財産債務調書の提出義務者とする措置が講じられます。

	現行	改正案
提出義務者	所得2,000万円超、かつ、その年の12月31日において総資産3億円以上又は有価証券等1億円以上を有する者	現行の提出義務者に加え「総資産10億円以上」に該当する者も対象とする
提出期限	翌年3月15日	翌年6月30日
記載内容の省略	取得価額100万円未満の家庭用動産	取得価額300万円未満の家庭用動産

適用時期

令和6年1月1日以後に提出すべき調書（令和5年分以後の調書）について適用されます。

税理士会コーナー

勤続年数5年以下の退職金について

役員に対する退職金で勤続年数が5年以下の場合、課税所得を1/2にすることができない制度がございましたが、令和3(2021年)税制改正にて、その対象となる退職金受給者を役員に限定せず、役員以外の者でも勤続年数5年以下で退職所得控除後の退職金が300万円を超える場合には、退職金支給額のうち、300万円を超える部分については課税所得を1/2にすることができないことになりました。勤続年数が5年以下でおよそ300万円を超える退職金の受給者はそう多くはないと思われそうですが、注意していく必要があります。以下、役員以外の退職金受給者について、改正前と改正後の比較をしてみました。

(1) 改正前の制度(令和3年以前)

退職所得金額は、その年中に支払を受ける退職手当等の収入金額から、その人の勤続年数に応じて計算した退職所得控除額を控除した残額の2分の1に相当する金額とされていました。

【退職所得金額の計算方法】

(退職手当等の収入金額 - 退職所得控除額) × 1/2 (注) = 退職所得金額

(注) 特定役員退職手当等については、「2分の1課税」を適用しないこととされています。

(2) 改正後の制度(令和4年以後)

令和3年度の税制改正により、短期勤続年数に対応する退職手当等として支払を受けるもので、特定役員退職手当等に該当しないものは「短期退職手当等」ということとされ、その退職所得金額については、次のとおり計算することとされました。

- ・ 短期退職手当等の収入金額 - 退職所得控除額 ≤ 300万円の場合

(短期退職手当等の収入金額 - 退職所得控除額) × 1/2 = 退職所得金額

- ・ 短期退職手当等の収入金額 - 退職所得控除額 > 300万円の場合

150万円(注1) + {短期退職手当等の収入金額 - (300万円 + 退職所得控除額)} (注2) = 退職所得金額

(注) 1 300万円以下の部分の退職所得金額 (注) 2 300万円超の部分の退職所得金額

(3) 適用時期

この改正は、令和4年分以後の所得税について適用されます。今回の内容については、国税庁のパンフレット等を参考にしてください。

※参考資料(国税庁「短期退職手当等Q&A」より)

7つの間違い探し

※左の絵と右の絵には相違点が7カ所あります。見つかりますかな？(答えは10頁にあります)



栃木法人会よりインターネットセミナーのご案内

栃木法人会のホームページから無料でセミナーがご覧いただけます

<http://tochiho.sakura.ne.jp/>

栃木法人会 検索で検索いただけます

インターネット・セミナー

いつまでも美味しく食べる 旬の健康セミナー

※ 画面はイメージとなります。

ログインIDとパスワードを入力してログインしてください

ログインID ●●●●●● パスワード ●●●●●● ログイン

視聴は無料です

会員は専用IDとパスワードを入れてログインする事により多くのコンテンツが視聴可能となります。

ID・パスワードは

会員ID: **0707** パスワード: **3500**

会員の方は600タイトル以上のセミナーが無料で受講できます

お勧め

小さく決めて
自分の人生を手に入れる



終活ジャーナリスト / ライフ・ターミナル・ネットワーク代表 金子 稚子

お勧め

インボイス制度の概要と
電子帳簿保存法のポイント



公認会計士 コンサルタント
川口 宏之

お勧め

ハラスメント講座



株式会社ワンスウィル 代表取締役
尾花 彰

	セミナー名	講師	分数		セミナー名	講師	分数
研修・人材育成	NEW 良好な信頼関係を築く 叱る側、叱られる側の心構え (後編)	外川 智恵	35分	一般経営	刑事(デカ)すぎるスキルを ビジネスに	森 透匡	41分
	NEW 刑事メンタルで ピンチをチャンスに (5)	森 透匡	4分		「鎌倉殿の13人」主人公 北条義時に学ぶナンバー2学 (前編)	福永 雅文	40分
	新規開拓営業力強化セミナー	高田 稔	40分		中小企業のSDGs経営入門	小野瀬 由一	49分
	中堅・若手社員の 営業力強化セミナー 後編	和田 勉	55分		ランチェスター サクセス・ プログラム入門編 第1回	河辺 よしろう	58分
	《願う力》57秒の元気術	松崎 俊道	4分		ダイバーシティが イノベーションを促進する	長内 厚	27分
労務	新しい働き方を考える ～こんな支援策があるの?～	増田 豊	45分	税務・財務	初心者でもよくわかる! 簿記・経理入門セミナー	小野 恵	83分
法律	～事例から学ぶ～ 契約トラブルを防ぐ方法 (6)	宮崎 大輔	16分		社長と会社にお金を残すための バランスシート経営	海生 裕明	110分
健康	食への向かい方 メッセージの 無いものを料理とは呼ばない (後編)	上神田 梅雄	30分	政治経済	再生可能エネルギーと 持続可能な地域社会を考える	深津 功二	20分
実務家	どこにも負けない! ものづくりへの挑戦	浜野 慶一	84分		カーボンニュートラルの 動向とビジネスチャンス	進藤 勇治	42分

掲載講師やタイトルは変更になる場合がございます。
掲載されているタイトルは、ご覧いただけるものの一部です。

お問い合わせは栃木法人会事務局まで **TEL:0282-24-3500**

税務署からのお知らせ

インボイス制度説明会のご案内

～ 消費税の基本的な仕組みから知りたい方向け ～

今まで消費税の申告をしたことがないなど、消費税の基本的な仕組みから知りたい方向けに、インボイス制度に関する説明会を開催します。

インボイス発行事業者の登録をすべきか検討されている場合は、こちらの説明会をお勧めしておりますので、ぜひご参加ください。

参加無料
事前登録制/先着順
各回定員20名

【説明会の主な内容】

- ・消費税の基本的な仕組み
- ・インボイス制度の基本的な事項

【説明会の日程】

	開催日	開催時間	申込期限
1	令和4年9月14日(水)	【午前の部】 10時00分～11時00分	令和4年9月12日(月)17時まで
2	令和4年10月26日(水)	【午後の部】 14時00分～15時00分	令和4年10月24日(月)17時まで
3	令和4年11月28日(月)		令和4年11月24日(木)17時まで
4	令和4年12月14日(水)	※午前・午後いずれかでご参加ください。	令和4年12月12日(月)17時まで

【説明会の場所】 栃木税務署 2階会議室 (栃木市河合町1番29号 栃木地方合同庁舎)

【お問合せ先・申込先】 栃木税務署 個人課税第一部門 TEL0282-22-1716 (直通)

- **新型コロナウイルス感染症等の感染拡大状況によっては、開催を中止する場合がございますので、あらかじめご了承ください。**
- 税務署の代表電話にお問い合わせいただく際は、税務署の電話番号にお掛けいただいた後、自動音声案内にしたがって、「2」を選択してください。
- 駐車場に限りがありますので、公共交通機関の利用など車での来場はご遠慮ください。

年末調整等に関するパンフレットの送付に係る国税庁からのお知らせ

例年、年末調整の時期に、源泉徴収義務者の皆様へ、「年末調整のしかた」、「源泉徴収税額表」及び「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」を送付していましたが、今後は、これらのパンフレットに代えて、改正事項(昨年からの変更点)や国税庁ホームページなどを案内したリーフレットを送付いたします。

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

～年末調整等に関するパンフレットは国税庁ホームページをご覧ください～

年末調整等に関するパンフレットは、9月下旬頃に、国税庁ホームページの「年末調整がよくわかるページ」に掲載いたします。

新会員の紹介

〈令和3年12月~令和4年6月〉

ご加入ありがとうございます

地区会	会社名	住所	代表者名	
栃木	(有) あ が た	沼和田町15-3	安形 敏男	
	〃 (株)New Wind International	大宮町1827-7	伊藤 孝夫	
	〃 (株) サム ラ イ ド	本町12-14	青木 良太	
	〃 カミヨシ建設(株)	片柳町1-21-11	吉田 英樹	
	〃 特定非営利活動法人蔵の街ウエブ	平柳町1-2-7	新井 忠孝	
	〃 JBC Development(株)	境町22-26 ティアラビル2階	ラマ・ユバラジ	
	〃 (有) 龍 仙 堂 商 事	大町17-28	飯島 恒雄	
	〃 (同) 宇塚鑑定事務所	大町24-16 アライハイ105	宇塚 浩一	
	小山	(株)黒川オートサービス	西城南1-14-10	黒川昌一人
		〃 (株)オーケープラネット	城山町2-6-12 第二太清ビル1F	小池 博史
〃 (株) 黒 田 開 発		西黒田114	長濱 正樹	
〃		駅東通り1-39-7 サントノーレ205号	本多 和樹	
〃 M・E・Sコンサルティング		羽川370-10	村松 辰也	
〃 本 田 建 工		荒井223-7	本田 毅	
〃 藤 本 建 設		中久喜729	藤本 晃康	
〃 (株)トラストアンドスマイル		栗宮898-6	佐々木憲蔵	
〃 ライトステップ		西城南3-17-7 城南ウイングIII106号	久保野貴之	
石橋		(株) S B S 宇 都 宮	下古山2905	西澤 秀也

地区会	会社名	住所	代表者名	
大平	(株) コ ン フ ロ ン ト	静戸298-2	湯川 幸佑	
	〃 (株) 那 須 産 業	下坪山1898-5	徐 紅	
	〃 (株)青山羊オーガニック	小金井2495-6	青柳健太郎	
	〃 壬 生 (株) こ こ ろ	壬生甲579	粕尾 知行	
	〃 大 木 商 店 (株)	中泉127-4	大木 勇助	
	〃 (株) エ ス ラ ボ	壬生丁228-17	中澤 英一	
	〃 フ ァ ー ス ト	安塚1090-1	中川 晃一	
	〃 (株) Y A M A N A K A	安塚1189-33	山中 崇英	
	岩舟	(株) A l e s y s	和泉1225-4	沼野 大志
		〃 (有) 小 林 興 業	静615-2	小林孫一郎
〃 (有) ミ タ ニ 産 業		三谷122-2	尾島 勝夫	
〃 Boss Power Service(株)		静857-4	薄井 至	
〃 永 島 建 材 礫 業		静5136-9	永島 博元	
野木		(株) サ ン ケ ン 関 澤	友沼4775-1	関澤 宏行
		〃 (株) 柿 沼 工 務 店	佐川野490-1	柿沼 政士
		〃 (医) 三 誠 の 会	丸林662-3	三橋 梅八
西方		(株) E n d o s t y l e	合戦場532-7	遠藤 卓也

(一社) → 一般社団法人 (同) → 合同会社

※当会ホームページ、機関誌による情報公開に同意された方を掲載しました。 他 5社

会社名、代表者、所在地、資本金等 変更のご連絡について

会社名、代表者、所在地、資本金等の**変更**がありましたら、**法人会事務局までご連絡**ください。

TEL 0282-24-3500
FAX 0282-24-3288



変更届書

(公社)栃木法人会事務局 行

ふりがな
法人名

所在地

ふりがな
代表者名

次の事項について変更があったので通知します。

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
<input type="checkbox"/> 法人名			
<input type="checkbox"/> 所在地			
<input type="checkbox"/> 代表者名			
<input type="checkbox"/> T E L			
<input type="checkbox"/> F A X			
<input type="checkbox"/> 資 本 金			
<input type="checkbox"/> そ の 他			

◆会員の皆様へ 会費口座振替のお礼◆

会費の口座振替をご利用の皆様には、6月27日(月)にご指定の口座から引き落としをさせていただきました。厚くお礼申し上げます。

なお、口座振替設定のお済でない方は、**事務局(0282-24-3500)**までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

今後の行事予定

日 時	開催場所	会議名等	
8 月			
2(火) 11:00	栃木商工会議所	広報委員会	
3(水) 10:30	サンブラザ	組織委員会	
18(木) 10:30	県 法 人 会 館	【県連】事務担当者研修会	
26(金)	15:30	サンブラザ	事務担当者会議
	16:30	サンブラザ	納推協代表者会議
29(月) 12:00	全 法 連 会 館	新任事務局長セミナー	
未 定	県 法 人 会 館	【県連】総務委員会	
未 定	県 法 人 会 館	【県連】厚生委員会	
9 月			
9(金)	13:30	宇都宮市文化会館小ホール	【県連】会員研修会
	13:30	長 野 県	【局連】青連協合同セミナー
21(水) 14:00	小山商工会議所	税務研修会	
22(木)	全 法 連 会 館	【全法連】理事会	
26(月)	10:00	小山商工会議所	法人税・消費税申告説明会
	14:00	石 橋 商 工 会	
27(火) 14:00	サンブラザ	経営セミナー	
28(水) 14:00	栃木商工会議所	法人税・消費税申告説明会	
29(木) 10:00	サンブラザ	絵はがきコンクール審査会	

日 時	開催場所	会議名等
未 定	県 法 人 会 館	【県連】県内事務局長会議
		【県連】県内事務担当者研修会
10 月		
4(火) 13:30	サンブラザ	税務研修会
5(水)	県 法 人 会 館	【県連】女連絡協役員会
13(木)	幕 張 メ ッ セ	【全法連】第38回法人会全国大会千葉大会
20(木) 14:00	下野市商工会	講演会 小泉 悠氏
27(木) 14:00	小山商工会議所	税務研修会
29(土)~31(月)	カンセキスタジアム	第22回全国障害者スポーツ大会いちご一会栃木大会
11 月		
1(火) 13:30	宇都宮文化会館	【県連】社団化10周年記念講演会 真中 満氏
9(水)	14:00	正副会長会議
	15:00	令和4年度 第2回 理事会
16(水)	13:00	署長講演会
	14:30	納税表彰式
25(金)	沖 繩 ア リ ー ナ	【全法連】「青年の集い」沖縄大会
29(火) 13:30	栃木県総合文化センターサブホール	国税局総務部長講演会
		未 定